

東日本大震災で避難された方の水道料金等の免除期間の延長について

東日本大震災で被災し、佐野市に避難されている方の生活支援として、水道料金および下水道使用料の免除を平成31年3月検針分まで延長します。

【対象者】

東日本大震災に伴い災害救助法適用市町村に住民登録がある方で、現在、水道料金及び下水道使用料の免除を受けている方

※ ただし佐野市内に持ち家を取得された方、佐野市内に住所を有する方は対象外となります。

【免除措置内容】

水道料金及び下水道使用料を全額免除します。

- ・免除期間…平成30年度の1年間に延長
- ・免除期限…平成31年3月検針分までの使用分

【申請方法】

- ・水道料金免除延長申請書（下水道使用料については、使用料等減免申請書）に必要事項を記入していただき、水道局窓口へ申請してください。

※本人の住所地が分かるもの（運転免許証・健康保険証等）の写しを添付してください。

- ・なお、申請書等は現在免除を受けている方の居住先に、郵送にて送付していますが、何らかの事情により届いていない方は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ

【水道料金について】

水道局総務課営業係
佐野市大橋町1165番地
TEL 0283-22-1696

【下水道使用料について】

下水道課監理係
佐野市植下町3300番地
TEL 0283-23-1120